

川口市地域防災計画の修正（案）概要

「川口市地域防災計画」は、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的に、「災害対策基本法」に基づき、「防災基本計画」及び「埼玉県地域防災計画」と整合を図り策定している。今年度の修正案は、職員配備計画の配備基準の変更、避難行動要支援者の対象の見直し、避難所等の整備等について反映させるもの。

【主な修正項目】

1 職員配備計画の配備基準の変更

災害時の職員配備基準について、現行の震度の大きさのほか、新たに「市内で長周期地震動階級 3」（警備体制）、「市内で長周期地震動階級 4」（非常体制（第 1 配備））を基準に加えるもの。

2 避難行動要支援者の対象の見直し

避難行動要支援者（市内に在住する災害時に自力で避難することが困難な者）について、現行の高齢者要件、介護保険被保険者要件、障害者要件等に加え、「指定難病医療受給者証を所持し、日常生活において補助が必要な者」「小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、高額治療継続者を除く重症患者認定を受けている者」を新たに対象として記載するもの。

3 避難所等の整備について

(1) 指定避難所・指定福祉避難所

市内スポーツセンター（以下「SC」という。）等について、指定福祉避難所として新たに位置づけを行った。そのうち芝 SC、鳩ヶ谷 SC の 2 か所は、従前の指定避難所から指定福祉避難所に位置づけの変更を行った旨を記載するもの。

(2) 指定緊急避難場所（風水害）

洪水時に、人の避難のみならず車中泊も可能な避難場所としてイオンモール川口、イオンモール川口前川と協定を締結した旨を記載するもの。

【その他の修正項目】

1 防災協定の追加

新たに防災協定を 8 件追加するもの。

(越谷市、株式会社デベロップ・株式会社武蔵野銀行、三井不動産株式会社、イオンモール株式会社・イオンリテール株式会社、川口ホテル旅館組合、株式会社アスク、中原建設株式会社・新和総業株式会社・株式会社栄興産業・株式会社クワバラ・パンぷキン・株式会社エコ計画、川口市社会福祉協議会)

2 所掌事務の見直し等に伴う担当業務の変更

組織改正や所掌事務の見直し等により、担当業務の一部変更を行うもの。

3 防災関係機関に関する記載内容の変更

防災関係機関の所掌事務の見直し等により、一部記載を変更するもの。

修正箇所一覧

番号	修正ページ			旧	種別	新
	編	始	終			
1	共通編	5	5	「第3 気象」<表-三川口市の気象>	更新	最新の情報を追加
2	共通編	7	7	当該頁見出し「1 総人口」 令和3年1月時点で総人口は607,373人、世帯数は293,582世帯（住民基本台帳）と、県下第2位の都市となっている。人口密度は1km ² あたり9,804である。	更新	令和4年1月時点で総人口は605,545人、世帯数は295,628世帯（住民基本台帳）と、県下第2位の都市となっている。人口密度は1km ² あたり9,775である。
3	共通編	7	7	<表-市の人口・世帯>	更新	最新の統計数値を用いて更新。
4	共通編	7	7	<図-市の人口・世帯の推移>	更新	R04の世帯数・人口総数に基づき、<図-市の人口・世帯の推移>にR04分を追加して折れ線グラフの書式、レイアウトを調整。
5	共通編	7	7	当該頁見出し「2 昼間・夜間人口」 これによると、昼間人口は473,778人、夜間人口は594,274人（平成27年国勢調査）、夜間人口に対する昼間人口の割合は約82.0%と、本市から市外へ流出する人口のほうが、市外から流入する人口よりも多い。 また、本市の就業者及び通学者の総数は312,653人、そのうち約53.4%にあたる166,979人が市外で従業・通学している。	更新	これによると、昼間人口は490,197人、夜間人口は594,274人（令和2年国勢調査）、夜間人口に対する昼間人口の割合は約82.5%と、本市から市外へ流出する人口のほうが、市外から流入する人口よりも多い。 また、本市の就業者及び通学者の総数は345,270人、そのうち約49.6%にあたる171,124人が市外で従業・通学している。
6	共通編	8	8	<表-市の昼夜間人口>	更新	令和2年国勢調査の数値を用いて更新。 平成17年の昼夜間人口を表から削除。
7	共通編	8	8	<表-常住地による就業者数・通学者数>	更新	令和2年国勢調査の数値を用いて更新。
8	共通編	9	9	「災害時に配慮が必要となる人」居住している外国人数	更新	令和4年1月1日現在の値に更新
9	共通編	9	9	表-国籍別・外国人住民数	更新	令和4年1月1日現在の値に更新
10	共通編	9	9	表-災害時の要配慮者となる数の算定	更新	各情報を最新値に更新
11	共通編	11	11	さらに市道は6.601路線があり、総延長は1,225.7kmである。	更新	さらに市道は6.606路線があり、総延長は1,226.2kmである。
12	共通編	11	11	<表-市内を通る道路の現状>	更新	令和4年1月1日現在の値に更新
13	共通編	12	12	3 橋梁・陸橋 市内の橋梁は、荒川に架かる新荒川大橋（東京都管理）のほか、芝川の榎木橋、新芝川の山王橋、毛長川の中居橋、菖蒲川の緑橋、緑川の鬼沢橋など、多くの橋梁がある。 鉄道を渡る陸橋は、JR京浜東北線に川口陸橋や西川口陸橋、川口蕨陸橋、JR武蔵野線に差間陸橋等がある。また、東北自動車道を渡る陸橋は石神陸橋ほか5か所ある。 さらに地下道については、JR京浜東北線の並木町地下道や寿町第2地下道、リリアパークトンネル、国道122号と交差するさいたま川口線の鳩ヶ谷地下道などがある。	修正	3 橋りょう 市内の橋りょうは、荒川に架かる新荒川大橋のほか、旧芝川の榎木橋、新芝川の山王橋、菖蒲川の緑橋、緑川の鬼澤橋など、多くの橋りょうがある。 鉄道を渡る陸橋は、JR京浜東北線に川口陸橋や西川口陸橋、川口蕨陸橋、JR武蔵野線に差間陸橋等がある。また、東北自動車道を渡る陸橋は石神陸橋ほか5か所ある。 さらに地下道については、JR京浜東北線の並木町地下道や寿町第2地下道、リリアパークトンネル、国道122号と交差するさいたま川口線の鳩ヶ谷地下道などがある。
14	共通編	12	12	「2 鉄道」本文中の年度及び表中の数値	更新	最新値に更新
15	共通編	12	12	川口元郷駅の年間乗車人員のうち定期券利用者「2,153」	修正	川口元郷駅の年間乗車人員のうち定期券利用者「2,154」
16	共通編	12	12	合計の年間乗車人員のうち定期券利用者「47,858」	修正	合計の年間乗車人員のうち定期券利用者「47,859」
17	共通編	14	14	3 区域区分及び用途地域 住居系69.4%、商業系4.9%、工業系25.7%	修正	3 区域区分及び用途地域 住居系69.3%、商業系4.9%、工業系25.8%
18	共通編	14	14	<表-用途地域の指定状況> (令和3年4月1日) 第一種住居地域 1,159.4ha 21.2% 準工業地域 1,014.2ha 18.5%	修正	<表-用途地域の指定状況> (令和4年4月1日) 第一種住居地域 1,154.1ha 21.1% 準工業地域 1,019.5ha 18.6%
19	共通編	15	15	<表-防火地域及び準防火地域の指定状況> (令和3年4月1日)	修正	<表-防火地域及び準防火地域の指定状況> (令和4年4月1日)
20	共通編	25	25	第4節 大規模火災の履歴【見出し】 1行目	更新	「76」年間へ変更
21	共通編	45	45	橋梁	修正	橋りょう
22	共通編	54	54	橋梁	修正	橋りょう
23	共通編	64	64	橋梁	修正	橋りょう
24	共通編	71	71	橋梁	修正	橋りょう
25	共通編	71	71	「その中には、避難所として開設される予定の小・中・高等学校の校舎や体育館なども含まれている。」	削除	削除
26	共通編	73	73	危険ブロック塀の修理や撤去等に対し、その費用の一部を補助する制度を設けている。	修正	市内の住宅を改修する工事のうち、対象となる部分について費用の一部を補助する制度を設けている。 対象となる工事には、ブロック塀の修理や撤去等も含まれる。
27	共通編	73	73	令和2年度までの補助金利用は276件であり、	更新	令和3年度までの補助金利用は277件であり、
28	共通編	75	75	第3 道路・橋梁・河川の整備	修正	第3 道路・橋りょう・河川の整備
29	共通編	75	75	2 橋りょうの整備 災害時の橋りょう被害は、市民の避難行動や応急対策における輸送活動などに障害を引き起こす可能性が高い。特に本市は多くの河川が流れ、地域の分断要素となっている。 市では、原則橋長15m以上の緊急輸送道路に指定されている、または、第三者被害に繋がる恐れのある橋りょうについて耐震補強や改修、修繕を行っている。 また、歩道橋についても同様に実施している。 引き続き、橋りょうや歩道橋の耐震補強や改修、修繕を実施していくとともに、予防保全型管理を促進し、長寿命化修繕計画に基づき、更なる施設の長寿命化を図っていく。	修正	2 橋りょうの整備 災害時の橋りょう被害は、市民の避難行動や応急対策における輸送活動などに障害を引き起こす可能性が高い。特に本市は多くの河川が流れ、地域の分断要素となっている。 市では、橋りょう点検の結果および長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの改修、修繕を行っている。また、緊急輸送道路に指定されている、または、第三者被害に繋がる恐れのある橋りょうは、耐震補強を行っている。 引き続き、長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型管理を促進し、橋りょうの長寿命化を図っていく。
30	共通編	75	75	令和3年4月	更新	令和4年4月
31	共通編	75	75	約67.4%	更新	約67.7%
32	共通編	76	76	公園面積「3.38㎡」	更新	公園面積「3.45㎡」
33	共通編	77	78	避難場所・避難所などの数値	削除	削除
34	共通編	78	78	2 避難所の指定・整備（3）福祉避難所の指定の本文中： （13事業者、16施設）	更新	（13事業者、18施設）へ更新
35	共通編	80	80	第2 土砂災害などへの崩壊対策	修正	第2 土砂災害警戒区域への対応
36	共通編	80	80	移転促進等を実施する。	削除	削除
37	共通編	81	81	3 最近の土砂災害履歴	修正	3 我国における最近の土砂災害履歴
38	共通編	87	87	鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定する場所	修正	新庁舎2期棟若しくは鳩ヶ谷庁舎又は本部長が指定する場所
39	共通編	93	93	入所者・利用者（保育園児、園児、園生を含む）	修正	利用者（園児を含む）
40	共通編	92	92	救助第1部	修正	部内の班編成を変更

修正箇所一覧

番号	修正ページ			旧	種別	新
	編	始	終			
41	共通編	94	94	記載なし	追加	保健部分担業務「10 鳩ヶ谷庁舎の保全管理に関すること。」「※令和5年度から」を追加
42	共通編	94	94	記載なし	追加	「10 鳩ヶ谷庁舎の保全管理に関すること。」の後ろに「※」を追加 表下に「※令和5年度から」を追加
43	共通編	94	94	2 ごみ及びがれきの収集に関すること。	修正	2 ごみの収集に関すること。
44	共通編	94	94	「自然保護対策室長」	修正	「自然保護対策課長」へ変更。 ※令和5年4月1日の組織改正によるもの。
45	共通編	94	94	R5.4.1から、鳩ヶ谷庁舎の保全管理に関すること	修正	削除(保健総務課へ移行)
46	共通編	95	95	橋梁	修正	橋りょう
47	共通編	96	96	応急仮設住宅・民間賃貸住宅の入居者の決定及び管理に関すること。	修正	建設型応急住宅・賃貸型応急住宅の入居者の募集及び管理に関すること。
48	共通編	97	97	橋梁	修正	橋りょう
49	共通編	101	101	班長担当職名「南消防署長・北消防署長」	追加	「東消防署長※」・「※東消防署長は令和5年4月から」を追加
50	共通編	102	102	記載なし	追加	班名「議会 政策調査班」 班長担当職名「政策調査課長」 分担業務「1 市議会議員との情報連絡に関すること。」 ※議会議事班の下の行に追加
51	共通編	102	102	市議会議員との情報連絡に関すること。	修正	1 他市議会との情報連絡に関すること。
52	共通編	109	109	防災行政無線(固定系・子局225局)を整備している。(令和4年3月現在)	更新	防災行政無線(固定系・子局228局)を整備している。(令和5年3月現在)
53	共通編	113	113	2 耐震性貯水槽の整備内容を、R3年4月現在の内容 町会自治会数145	更新	2 耐震性貯水槽の整備内容を、R4年4月現在の内容に更新 町会自治会数146に変更 等
54	共通編	113	113	3 経年防火水槽の補強、除却及び長寿命化の整備内容を、R3年4月現在の内容 公設防火水槽基数930	更新	3 経年防火水槽の補強、除却及び長寿命化の整備内容を、R4年4月現在の内容に更新 公設防火水槽基数933に変更 等
55	共通編	113	113	未設置の8町会	修正	未設置の5町会
56	共通編	115	115	2 防災情報メール・緊急速報メール配信サービスの活用 本市では、平成18年6月より気象情報・地震情報など防災に関する情報を登録者にメールで配信する。「川口市防災気象メール」の提供を行っている。 配信される情報は以下のとおりである。 配信される情報は以下のとおりである。 ＜表一川口市防災気象メール＞ 情報の種類 内容 ① 気象情報 埼玉県南中部で大雨警報・大雨特別警報、洪水警報の気象警報等が発表された場合 ② 地震情報 東京23区または埼玉県南部で震度4以上の地震が発生した場合の震度 ③ その他市からの災害情報 災害による高齢者等避難、避難指示など また、災害時の高齢者等避難、避難指示などについては、川口市のエリア内にある各携帯電話の携帯電話ユーザーに対して、一斉に情報を配信するサービスとして、緊急速報メールでの配信を行う体制となっている。 さらに、インターネット及び携帯でアクセスできる防災情報サイトを設置し、メール配信と同様の情報を掲載している。 今後はこれらサービスを市民に対して周知し、利用者の拡充を図る。	更新	2 防災情報メール・緊急速報メール配信サービスの活用 本市では、平成18年6月より気象情報・地震情報など防災に関する情報を登録者にメールで配信する。「川口市防災気象メール」の提供を行っており、配信される情報は以下のとおりである。 ＜表一川口市防災気象メール＞ 情報の種類 内容 ① 気象情報 川口市に発表された気象注意報・警報及びそれに係る避難情報 ② 地震情報 川口市内で発生した震度4以上の地震情報及び東京湾内湾に発表された津波警報・注意報並びにそれに係る避難情報 ③ 土砂災害警戒情報 川口市に発表された土砂災害警戒情報及びそれに係る避難情報 また、緊急地震速報や避難情報などについては、川口市のエリア内にある各携帯電話の携帯電話ユーザーに対して、一斉に情報を配信するサービスである「緊急速報メール」での配信を行う体制となっている。 これらのサービスについて機会をとらえて市民に対して周知し、利用者の拡充を図る。
57	共通編	121	121	救護所の「傷病者が多数の場合、もしくは医療機関が被災して機能していない場合には避難所や公民館などの地区防災拠点施設に救護所を設置し、初期医療救護を実施することになる。そのため、地区防災拠点施設の中で、交通に便利な場所などを救護所候補施設とし、必要な備品を確保する。また、災害時には特にトリアージの実施が重要となるため、トリアージタグや筆記用具など消耗品を確保す	修正	「傷病者が多数発生し市内医療機関が機能していない、もしくは被災状況がさらかでない場合は、基幹となる医療機関付近にトリアージと軽症患者を処置するための救護所を設置する。設置のために必要な備品や医薬材料等については、救護所を設置予定の医療機関とあらかじめ協議しておく。」
58	共通編	123	123	【地域】⑥ 埼玉県済生会栗橋病院	修正	【地域】⑥ 埼玉県済生会加須病院
59	共通編	123	123	【基幹】②埼玉県医科大学総合医療センター	削除	④と重複しているため削除
60	共通編	125	125	＜表一 備蓄すべき防災用資機材＞ 担当課欄削除	削除	削除
61	共通編	125	125	記載なし	追加	「保健部」を追加
62	共通編	126	126	記載なし	追加	「エ 指定難病医療受給者証を所持し、日常生活において補助が必要な者」を追加
63	共通編	126	126	記載なし	追加	「オ 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、高額治療継続者を除く重症患者認定を受けている者」を追加
64	共通編	127	127	第2 社会福祉施設など入所者への対策、1 防災計画の策定の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
65	共通編	127	127	第2 社会福祉施設など入所者への対策、2 緊急連絡体制の整備の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
66	共通編	127	127	第2 社会福祉施設など入所者への対策、3 避難支援体制の整備の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
67	共通編	128	128	第2 社会福祉施設など入所者への対策、4 施設間の相互支援システムの確立の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
68	共通編	128	128	第2 社会福祉施設など入所者への対策、5 被災した在宅避難行動要支援者の受入れ体制の整備の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
69	共通編	128	128	第2 社会福祉施設など入所者への対策、6 食料、防災資機材などの備蓄の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
70	共通編	128	128	第2 社会福祉施設など入所者への対策、7 防災教育及び訓練の実施の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
71	共通編	128	128	第2 社会福祉施設など入所者への対策、8 地域との連携の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
72	共通編	128	128	該当部欄の「子ども部」	削除	削除
73	共通編	129	129	記載なし	追加	「保健部」を追加
74	共通編	129	129	3 避難行動要支援者等に配慮した避難所運営体制などの整備の担当「福祉部」	追加	避難所等の備蓄については他に所管課があることから「危機管理部」も追加する。
75	共通編	129	129	記載なし	追加	「エ 指定難病医療受給者証を所持し、日常生活において補助が必要な者」を追加
76	共通編	129	129	記載なし	追加	「オ 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、高額治療継続者を除く重症患者認定を受けている者」を追加
77	共通編	130	130	5 地域との連携の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
78	共通編	130	130	6 相談体制の確立の担当	追加	相談業務を実施している部局は他にもあることから「子ども部」も追加する。
79	共通編	137	137	第4節 環境衛生に対する備え、第1 遺体の火葬に対する備え、1 資材の確保の担当「福祉部」	削除	「福祉部」を削除
80	共通編	137	137	第4節 環境衛生に対する備え、第1 遺体の火葬に対する備え、3 火葬能力の確保の担当「福祉部」	削除	「福祉部」を削除

修正箇所一覧

番号	修正ページ			旧	種別	新
	編	始	終			
81	共通編	137	137	該当部欄の「火葬場の確保」	修正	「火葬能力」へ変更
82	共通編	137	137	3 火葬能力の確保 市内葬業者や近隣の火葬場等	修正	市内葬業者等
83	共通編	138	138	2 防疫・衛生に対する備え 第2 防疫用薬剤及び資機材の整備 「福祉部」	削除	「福祉部」を削除
84	共通編	140	140	2 応急危険度判定用資材の整備 現在、建築物の応急危険度判定に使用する、「応急危険度判定調査票」及び「判定ステッカー」を第2庁舎、鳩ヶ谷庁舎、芝支所、戸塚公民館に備蓄している。また、鳩ヶ谷庁舎にヘルメットや腕章など、必要な備品を備蓄している。	修正	現在、建築物の応急危険度判定に使用する、「応急危険度判定調査票」及び「判定ステッカー」を第一本庁舎、鳩ヶ谷庁舎、芝支所及び戸塚公民館に備蓄している。また、第一本庁舎及び鳩ヶ谷庁舎にヘルメットや腕章など、必要な備品を備蓄している。
85	共通編	150	150	3公益施設の防災体制の充実強化の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
86	共通編	153	153	2防災上重要な施設における防災教育 (1)病院及び福祉施設における防災教育 「病院及び福祉施設では、」	修正	「病院及び社会福祉施設では、」
87	共通編	153	153	2防災上重要な施設における防災教育、(1)病院及び福祉施設における防災教育の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
88	共通編	162	162	災害ボランティアセンターは、青木会館及び、必要に応じて市内の公民館・支所に設置される地区防災拠点を予定し、情報提供や必要な支援を行う。	修正	災害ボランティアセンターは青木会館とし、被害の大きい地域付近に設置する「サテライト」をイナパーク及び東スポーツセンターとする。なお、必要に応じて市内の公民館・支所に設置される地区防災拠点を予定し、情報提供や必要な支援を行う。
89	共通編	170	170	⑨ 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律	修正	⑨ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
90	共通編	172	172	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	削除	削除
91	共通編	172	172	(2)① 農林水産の災害復旧事業にかかわる補助の特別措置	修正	(2)① 農地等の災害復旧事業にかかわる補助の特別措置
92	共通編	172	172	(2)② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	修正	(2)② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
93	共通編	172	172	(2)④ 天災による被害農林漁業者などに対する資金の融通に関する…	修正	(2)④ 天災による被害農林漁業者などに対する資金の融通に関する…
94	共通編	172	172	記載なし	追加	(2)⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
95	共通編	172	172	記載なし	追加	(2)⑧ 森林災害復旧事業に対する補助
96	共通編	179	179	記載なし	追加	第1被災者生活再建支援制度、1被災者生活再建支援制度の概要末尾に下記を追加 「なお、本市においては令和元年10月12日に発生した令和元年東日本台風の被害により、被災者生活再建支援制度が適用された。」
97	共通編	183	183	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の全部又は一部の償還免除	削除	削除
98	共通編	183	183	第2 県は、…農林業者または…促進し、農林業の…	修正	第2 国及び埼玉県は、…農林漁業者または…促進し、農林漁業の…
99	共通編	183	183	第2 ①天災融資資金	修正	第2 ①天災資金
100	共通編	183	183	第2 ④埼玉県農業災害特別措置条例に基づく資金融資	修正	第2 ④埼玉県農業災害特別措置条例に基づく農業災害資金
101	震災編	3	3	記載なし	追加	(3)非常体制 4行目 震度5弱若しくは長周期地震動階級3の地震を追加
102	震災編	7	7	橋梁	修正	橋りょう
103	震災編	8	8	橋梁	修正	橋りょう
104	震災編	11	11	第2節 災害救助法の適用 8行名:なお、以降「福祉班及び関係各班が」	削除	「福祉班及び」を削除
105	震災編	29	29	橋梁	修正	橋りょう
106	震災編	33	33	該当部欄の「情報収集部」	修正	「渉外部」へ変更
107	震災編	34	34	記載なし	追加	「3 非常電報及び緊急電報の利用 防災関係機関は、東日本電信電話(株)埼玉事業部の協力により、非常電報及び緊急電報を活用する。」を追加
108	震災編	37	37	橋梁	修正	橋りょう
109	震災編	37	37	<表一 広報の実施主体と内容> 携帯電話会社(NTTドコモ、ソフトバンク、au等)の災害用伝言サービス)	追加	<表一 広報の実施主体と内容> 携帯電話会社(NTTドコモ、ソフトバンク、au、楽天モバイル等)の災害用伝言サービス)
110	震災編	45	45	橋梁	修正	橋りょう
111	震災編	48	48	橋梁	修正	橋りょう
112	震災編	54	54	救護所の設置 「傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合には避難所や公民館などの地区防災拠点施設に救護所を設置し、初期医療救護を実施する。そのため、トリアージタグや筆記用具など必要な備品を用意し、救護所での医療救護活動を実施する。」	修正	「傷病者が多数発生し市内医療機関が機能していない、もしくは被災状況がわからずでない場合は、基幹となる医療機関付近にトリアージと軽症患者を処置するための救護所を設置する。設置のために必要な備品や医薬材料等については、救護所を設置予定の医療機関とあらかじめ協議しておく。」
113	震災編	60	60	橋梁	修正	橋りょう
114	震災編	62	62	4他都道府県からの避難者受入れ、(3)費用及び期間の本文中「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。」	修正	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成13年3月23日告示第393号(最終改正:令和3年埼玉県告示第932号)に定める額を限度とする。」
115	震災編	71	71	橋梁	修正	橋りょう
116	震災編	72	72	橋梁	修正	橋りょう
117	震災編	77	77	留守家庭児童保育室	修正	放課後児童クラブ
118	震災編	83	83	第4災害救助法の適用を受ける炊き出しなど、4炊き出しなどの給与の費用及び期間の本文中「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。」	修正	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成13年3月23日告示第393号(最終改正:令和3年埼玉県告示第932号)に定める額を限度とする。」
119	震災編	91	91	第1行方不明者及び遺体の捜索、4 災害救助法適用の場合の捜索活動(2)費用及び期間「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。」	修正	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成13年3月23日告示第393号(最終改正:令和3年埼玉県告示第932号)に定める額を限度とする。」
120	震災編	92	92	第2遺体の取扱い、4災害救助法適用した場合の遺体の処理基準(2)費用及び期間「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。」	修正	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成13年3月23日告示第393号(最終改正:令和3年埼玉県告示第932号)に定める額を限度とする。」
121	震災編	92	92	第2遺体の取扱い、4災害救助法適用した場合の遺体の処理基準(1)遺体の処理(埋・火葬を除く)の本文中、「災害の際に死亡したもののについて、遺体の処理は原則として救助部福祉班が行う。」	修正	「災害の際に死亡したもののについて、遺体の処理は原則として救助第1部福祉班が行う。」
122	震災編	92	92	第3遺体の埋・火葬、2災害救助法を適用した場合の遺体の埋・火葬の基準、(4)費用・期間など② 支出できる費用の本文中「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。」	修正	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成13年3月23日告示第393号(最終改正:令和3年埼玉県告示第932号)に定める額を限度とする。」
123	震災編	93	93	該当部欄「市」	修正	「川口市めぐりの森」へ変更
124	震災編	93	93	該当部分の「市の火葬場」	修正	「川口市めぐりの森」へ変更
125	震災編	105	105	第7その他の公共施設の応急復旧、2公共施設における応急対策措置、(3)社会福祉施設の担当「救助第1部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
126	震災編	106	106	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)に定める額を限度とする。	修正	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に定める額を限度とする。

修正箇所一覧

番号	修正ページ			旧	種別	新
	編	始	終			
127	震災編	107	107	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限度の部分に対して行う。	修正	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限度の部分に対し、現物をもって行う。
128	震災編	107	107	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に定める額を限度とする。	修正	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に定める額を限度とする。
129	震災編	107	107	原則、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。	更新	原則、災害発生の日から3か月以内に完了するものとする。
130	震災編	107	107	(5)実施方法 住宅の応急修理は、現物をもって行うものとし、市が委託業者に修理依頼して実施する。	削除	削除
131	震災編	107	107	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限度の部分に対して行う。	修正	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限度の部分に対し、現物をもって行う。
132	震災編	107	107	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に定める額を限度とする。	修正	対象費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、郵送費、賃金職員等雇上費等であり、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に定める額を限度とする。
133	震災編	108	108	災害のため住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では障害物の除去をすることができない者。	修正	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状況にあり、かつ、自らの資力をもってしては、障害物を除去することができない者に対して行う。
134	震災編	108	108	(5)実施方法 住宅の障害物の除去は、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て実施する。	削除	削除
135	震災編	112	112	学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品については15日以内とする。	修正	学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書について1か月以内とする。また文房具及び通学用品については15日以内とする。
136	震災編	129	129	留守家庭児童保育室	修正	放課後児童クラブ
137	震災編	130	130	防疫対策の「警戒宣言発令時の防疫対策は、「防疫・衛生・環境対策」に定めるところによる。なお、感染症予防法第15条に定める感染症予防委員の選任など、状況に応じ適切な防疫措置を推進する。」	修正	「防疫対策の「警戒宣言発令時の防疫対策は、「防疫・衛生・環境対策」に定めるところにより状況に応じ適切な防疫措置を推進する。」
138	風水害編	10	10	第2節 災害救助法の適用の7行名:なお、以降「福祉班及び関係各班が」	削除	「福祉班及び」を削除
139	風水害編	26	26	橋梁	修正	橋りょう
140	風水害編	41	41	橋梁	修正	橋りょう
141	風水害編	45	45	4 消防部隊の編制の内容の内、「消防小隊など」	修正	「消防車両等」に修正
142	風水害編	46	46	「図一消防部署隊の部隊編成図」(令和4年4月現在)	更新	「図一消防部署隊の部隊編成図」を、令和5年4月現在に更新した(東署隊の追加により、新郷中隊(南署隊→東署隊)、安行中隊(南署隊→東署隊)、戸塚中隊(北署隊→東署隊)に変更等)
143	風水害編	46	46	記載なし	追加	「図一消防部署隊の部隊編成図」の最下部に追加 ※令和5年4月から
144	風水害編	59	59	橋梁	修正	橋りょう
145	風水害編	63	63	第1社会福祉施設入所者の安全確保、2 情報収集・伝達の担当「救助第1部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
146	風水害編	69	69	救護所の設置 「傷病者が多数の場合、若しくは医療機関が被災して機能していない場合には避難所や公民館などの地区防災拠点施設に救護所を設置し、初期医療救護を実施する。そのため、トリアージタグや筆記用具など必要な備品を用意し、救護所での医療救護活動を実施する。」	修正	「傷病者が多数発生し市内医療機関が機能していない、もしくは被災状況が甚だかでない場合は、基幹となる医療機関付近にトリアージと軽症患者を処置するための救護所を設置する。設置のために必要な備品や医薬材料等については、救護所を設置予定の医療機関とあらかじめ協議しておく。」
147	風水害編	72	72	橋梁	修正	橋りょう
148	風水害編	73	73	橋梁	修正	橋りょう
149	風水害編	89	89	第2遺体の取扱い、4災害救助法を適用した場合の遺体の処理基準。(2)費用及び期間の本文中「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成24年埼玉県告示第1122号に定める額を限度とする。」	修正	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、平成13年3月23日告示第393号(最終改正:令和3年埼玉県告示第932号)に定める額を限度とする。」
150	風水害編	91	91	2 調査結果の整理「①水道施設被害状況等集計表」	修正	「①水道施設被害状況等調査票」へ変更
151	風水害編	91	91	3 復旧作業中 「復旧工完了までの経過を水道施設被害状況等集計表により、復旧状況を水道施設被害状況等集計表及び管路修理集約表により、随時上下水道事業部長に報告する。」	修正	「復旧工完了までの経過及び復旧状況を、随時上下水道事業部長に報告する。」
152	風水害編	94	94	橋梁	修正	橋りょう
153	風水害編	96	96	橋梁	修正	橋りょう
154	風水害編	98	98	第7その他の公共施設の応急復旧、2公共施設における応急対策措置。(3)社会福祉施設の担当「救助第1部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
155	風水害編	99	99	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)に定める額を限度とする。	修正	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に定める額を限度とする。
156	風水害編	100	100	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限度の部分に対して行う。	修正	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限度の部分に対し、現物をもって行う。
157	風水害編	100	100	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)に定める額を限度とする。	修正	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に定める額を限度とする。
158	風水害編	100	100	原則、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。	更新	原則、災害発生の日から3か月以内に完了するものとする。
159	風水害編	100	100	住宅の応急修理は、現物をもって行うものとし、市が委託業者に修理依頼して実施する。	削除	削除
160	風水害編	100	100	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限度の部分に対して行う。	修正	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最低限度の部分に対し、現物をもって行う。
161	風水害編	100	100	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に定める額を限度とする。	修正	対象費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、郵送費、賃金職員等雇上費等であり、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に定める額を限度とする。
162	風水害編	100	100	災害のため住家が半壊、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では障害物の除去をすることができない者。	修正	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状況にあり、かつ、自らの資力をもってしては、障害物を除去することができない者に対して行う。
163	風水害編	100	100	住宅の障害物の除去は、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て実施する。	削除	削除
164	風水害編	109	109	第4 災害救助法の適用の担当「救助第1部」	修正	「救助第1部」から「統括部」へ訂正
165	風水害編	159	159	橋梁	修正	橋りょう
166	風水害編	168	168	「160」	削除	削除

修正箇所一覧

番号	修正ページ			旧	種別	新
	編	始	終			
167	風水害編	184	184	該当部欄の「統括部 情報収集部 文教第1部 文教第2部」	修正	「上下水道局」へ変更
168	風水害編	186	186	下から7行目「救急告示医療機関」	修正	「災害拠点病院」へ変更
169	風水害編	196	196	第3予防対策、2情報伝達方法の確認の担当「福祉部」	修正	社会福祉施設を所管している部局は他にもあることから「施設所管部」と変更
170	資料編	8	8	別表第3 職員動員の計画(令和3年11月1日時点)	更新	別表第3 職員動員の計画(令和4年11月1日時点)に各部局の参集人員について更新
171	資料編	47	47	橋梁	修正	橋りょう
172	資料編	51	51	災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書の締結年月日の変更年月日 ※令和2年11月9日更新	更新	※令和4年12月23日一部変更
173	資料編	53	54	記載なし	追加	「4 事業者との協定」の追加 災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書 中原建設株式会社・新和総業株式会社・株式会社栄興産業・株式会社クワバラ・パンダギン・株式会社エコ計画
174	資料編	79	80	【災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書】 甲 川口市青木5丁目13番1号 川口市上下水道事業管理者 橋口純一 乙 川口市八幡木2丁目13番13号 川口石油販売事業協同組合 理事長	更新	甲 川口市青木5丁目13番1号 川口市上下水道事業管理者 名 乙 川口市八幡木2丁目13番13号 川口石油販売事業協同組合 理事長 名
175	資料編	305	324	記載なし	追加	1.107-1.116に各種協定を新たに追加
176	資料編	326	329	各課別職員動員内訳表(令和3年11月1日時点)	更新	各課別職員動員内訳表(令和4年11月1日時点)に各部局及び各課の参集人員等について更新
177	資料編	330	330	土地区画整理事業施行状況の芝中央沿道第1の進捗率「19.9」	更新	「27.4」へ更新
178	資料編	330	330	土地区画整理事業施行状況の施行中の欄(地区名:戸塚南部)	更新	施行年度を「昭62～令9」に更新
179	資料編	330	330	土地区画整理事業施行状況の施行中の欄(地区名:戸塚東部)	更新	進捗率を「84.3」に更新
180	資料編	330	330	土地区画整理事業施行状況の施行中の欄(地区名:芝東第4)	更新	進捗率を「65.4」に更新
181	資料編	330	330	土地区画整理事業施行状況の施行中の欄(地区名:芝東第3)	更新	進捗率を「45.9」に更新
182	資料編	330	330	進捗率 22.4	修正	進捗率 23.1
183	資料編	330	330	土地区画整理事業施行状況の施行中の欄(地区名:石神西立野)	更新	進捗率を「55.0」に更新
184	資料編	330	330	土地区画整理事業施行状況の施行中の欄(地区名:安行藤八)	更新	進捗率を「40.3」に更新
185	資料編	330	330	土地区画整理事業の里進捗率 81.0%	修正	土地区画整理事業の里進捗率 82.5%
186	資料編	330	330	記載なし	追加	川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業の追加 優良建築物等整備事業表 ※地区名順列に順番を修正(記載内容に変更はなし)
187	資料編	331	331	優良建築物等整備事業表	修正	市内の個人住宅(分譲マンションにおいては個人の専有部分)に対し、その費用の一部を助成するもの。
188	資料編	338	338	市内の個人住宅(分譲マンションにおいては個人の専有部分)に対し、その費用の一部を助成するもの。	修正	市内の個人住宅(分譲マンションにおいては個人の専有部分)を改修する工事に、その費用の一部を助成するもの。
189	資料編	338	338	記載なし	追加	住宅リフォーム補助金欄に以下を追加 ※市内に本社がある業者が行う工事であること
190	資料編	338	338	○補助金額:1m当たり1万円を限度に総延長20mまで 植込地 ○補助金額:1m当たり1万円を限度に総面積10㎡まで 既存塀撤去 ○補助金額:1m当たり8千円を限度に総延長20mまで	修正	○補助金額:1m当たり1万1千円を限度に総延長20mまで 植込地 ○補助金額:1m当たり1万1千円を限度に総面積10㎡まで 既存塀撤去 ○補助金額:1m当たり8千8百円を限度に総延長20mまで
191	資料編	339	339	○補助率:23% 記載なし	追加	○補助率:23% ※緊急輸送道路閉塞建築物の重点23路線については2/3
192	資料編	342	345	一とき避難広場 334ヶ所	修正	一とき避難広場 355ヶ所
193	資料編	346	349	記載なし	追加	指定緊急避難場所一覧(風水害) ・66イオンモール川口【駐車場】追加 ・表の一番下に下記※を追加 ※イオンモール川口【駐車場】及びイオンモール川口前川【駐車場】は、車中泊の避難施設として開設します。ただし、車両のみの避難はできません。
194	資料編	351	351	記載なし	追加	福祉避難所の追加 新規指定施設(青木たたら荘、東スポーツセンター、西スポーツセンター、北スポーツセンター、新郷スポーツセンター、芝スポーツセンター、安行スポーツセンター、鳩ヶ谷スポーツセンター、戸塚スポーツセンター) 施設名、所在地、連絡先
195	資料編	352	352	災害時における要援護者の受入れに関する協定締結施設一覧中、時点「令和3年」	更新	「令和4年」に変更
196	資料編	352	352	災害時における要援護者の受入れに関する協定締結施設一覧中、施設数「16か所」	更新	「18か所」に変更
197	資料編	352	352	災害時における要援護者の受入れに関する協定締結施設一覧	追加	災害時における要援護者の受入れに関する協定締結施設一覧 新たに「川口シニアセンター」及び「第二川口シニアセンター」を追加
198	資料編	356	380	要配慮者施設一覧 令和3年11月現在 969施設	更新	要配慮者施設一覧 令和4年11月現在 1008施設 (施設リストについて、追加、修正、削除を実施)
199	資料編	382	383	川口市防災行政無線一覧(令和4年3月末) 固定系基数225基	更新	川口市防災行政無線一覧(令和5年3月末)に更新 固定系基数228基に変更 等
200	資料編	385	385	移動系車載型112局の「区画整理組合推進課」	修正	「区画整理組合推進室」に修正
201	資料編	385	385	西部土地区画整理	修正	西部土地区画整理事務所
202	資料編	395	395	給水資機材一覧(令和3年11月時点) 給水袋数44,277	更新	給水資機材一覧(令和4年12月時点) 給水袋数47,277に変更 等
203	資料編	415	418	指定文化財一覧表(令和3年4月1日現在)	更新	指定文化財一覧表(令和4年4月1日現在)
204	資料編	422	422	記載なし	追加	箇所番号、箇所名、区域の指定、自然現象の種類
205	資料編	424	424	危険物施設一覧(令和3年4月1日時点)	更新	危険物施設一覧(令和4年4月1日時点更新) 貯蔵所数、取扱所数の数を更新・削除